

令和7年度

要 望 書

一 関 市

当市では、総合計画後期基本計画の最終年を迎え、目指す将来像である「みつけよう育てよう 郷土の宝 いのち輝くいちのせき」の実現に向け、SDGsの理念を踏まえ、各種施策を着実に推し進めております。

産業の振興はもとより、保健、福祉、医療、教育等の幅広い分野の充実、市民生活に重大な影響を及ぼしている全国的な物価高騰に対する市民生活への支援、地域経済活動における対策のほか、DX（デジタルトランスフォーメーション）を推進し、市民の利便性の向上と庁内業務の効率化に取り組んでおります。

当市は、人口減少・少子化・高齢化が進行する現状にあり、今後とも地域を維持するためには、人口減少によるダメージを少なくし、地域の活力を高めていく必要があります。さらに、当市は宮城県との県境に位置し、宮城県北の各市と生活圏を同じくすることから、住民生活に関わる取組は県境を越えた視点が求められております。

そのため、当市は、広域的な視点で近隣自治体との連携を強めていくとともに、市民との協働をより一層推進しながら、地域課題の解決に努めてまいります。

については、本要望書に掲げた事項について、積極的なご支援、ご協力を賜りますようお願いします。

令和7年7月10日

岩手県知事 達 増 拓 也 様

一 関 市 長 佐 藤 善 仁

一関市議会議員 勝 浦 伸 行

目 次

重点要望

- 1 国際リニアコライダー（I L C）の実現について 1
- 2 道路、河川等の整備及び災害防止対策について..... 3

一般要望

- 1 地域医療体制等の充実について 12
- 2 地域公共交通に係る支援の拡充について..... 16
- 3 産業の振興と人材の確保へ向けた多様な対策について..... 18
- 4 子育て支援の充実について..... 27
- 5 東京電力福島第一原子力発電所事故による放射性物質汚染対策について 31
- 6 地デジ県内放送の難視聴対策について 33
- 7 持続可能な農林業への支援について 35
- 8 水道施設整備と生活用水確保への財政支援について 40
- 9 流域下水道に係る負担金について..... 42
- 10 県民の利便性の向上に向けたデジタル化の推進について 43



平泉町との連携要望項目には、このマークを記載しています。



重点要望 1

国際リニアコライダー（ILC）の実現について

国際リニアコライダー（ILC）は、世界中の研究者・技術者が結集するアジア初の国際出資・運営による大型国際科学技術研究拠点です。

その実現による波及効果は、学術の進展のみならず、我が国が標榜する科学技術立国と科学技術外交の推進、高度な技術力に基づくものづくりの競争力強化、さらには、人づくり革命等を促し、我が国の成長戦略に大きく貢献し、日本全国、世界に及ぶものです。

ILCの日本建設による効果は、イノベーションや国際人材育成、地方創生、震災復興など多分野にわたることから、これまでの学術プロジェクトとしての検討を超え、国家プロジェクトとして、政府が主導し、国際的な議論を進めることが必要不可欠です。

世界の素粒子物理学研究者コミュニティは、2004（平成16）年から国際チームによるILC技術開発を進め、2013（平成25）年には北上山地を世界唯一の建設候補地に選定したところではありますが、未だ実現には至っておりません。

地方創生を強力に推進し、子どもたちにバトンを引き継いでいくためには、ILCの実現が欠かすことができません。

については、ILCの東北での早期実現に向けて、次の事項について国に働きかけるよう要望します。

記

- (1) ILCの建設を国家プロジェクトとして位置づけ、関係省庁横断

による連携を強化すること

- (2) 政府が主導し、研究への参加、資金の分担、推進組織体制等に関する国際調整を進めること



重点要望 2

道路、河川等の整備及び災害防止対策について

(1) 国道4号の4車線化について



国道4号は、岩手県南部の物流や観光などを支える社会インフラであり、沿線にトヨタ自動車東日本(株)の岩手工場（金ヶ崎町）と宮城県の宮城大衡工場を核とした自動車関連事業所の集積が進み、近年は半導体関連企業の立地も進んでおります。

今後更に人口減少が進むことを見据え、分散型社会を構築していくためには、国道4号の改良整備による機能の拡充はますます重要となってきました。

また、国道4号は、一関市内では国道284号、342号、457号、主要地方道一関北上線などの東西幹線道路が接続する主要幹線道路となっており、当市は、「世界遺産 平泉」と当市の観光資源を組み合わせた周遊観光ルートの形成により、交流人口の拡大を目指しているところです。

については、産業振興、観光振興をより一層推進するため、次の事項について国に働きかけるよう要望します。

記

- ① おおつき 大槻交差点以北（平泉バイパス境まで）の4車線拡幅整備
- ② 高梨交差点から宮城県境までの4車線拡幅整備

(2) 国道 343 号新笹ノ田トンネルの整備について

国道 343 号は、内陸と重点港湾である釜石港、大船渡港を結ぶ物流ルートであるとともに、内陸と沿岸の観光拠点を結ぶ広域観光ルートとして重要な路線であります。陸前高田市と一関市の境にある笹ノ田峠は、幅員狭小や急しゅんな山地を越えなければならない地理的条件から、交通の難所となっております。

過去には、東日本大震災に関し沿岸部に向かう支援車両の多くが国道 284 号へ迂回を余儀なくされ、本年 2 月の大船渡市での大規模林野火災においても、応援の消防車両の多くが同じく迂回をしたところで。一般車両の通行においても、冬期の積雪・路面凍結時においては通行が困難となることから国道 284 号へ迂回するなど、内陸と沿岸をつなぐ路線としての機能が十分に発揮されておられません。

県では、交通の安全確保と物流、観光ルート及び災害時の緊急輸送ルートとして国道 343 号笹ノ田地区の整備は急務であり、着実な進展が必要であるとのご理解から、「国道 343 号笹ノ田地区技術課題等検討協議会」において、現道における課題への対策について具体的なご検討をいただいているところであります。今後の展開については、沿線自治体、住民ともに大いに期待しているところであります。

については、国道 343 号新笹ノ田トンネルの整備を早期に事業化されるよう要望します。

(3) 一関遊水地事業と一体となった磐井川堤防（JR磐井川 橋梁）の早期完成について

近年、短時間強雨の発生が増加や台風の大型化等により、全国各地で水害や土砂災害が発生し、尊い人命や社会経済への甚大な被害が生じております。また、すでに地球温暖化の影響が顕在化していると見られ、今後、更に気候変動の影響による水災害の頻発化や激甚化が予測されております。

一方、頻発化・激甚化する水災害に対応するため、国では、流域治水の実践及び防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策による河川堤防の整備、強化等により、治水対策を鋭意進められているところです。

このような中で、高さ等が不足したまま取り残されている鉄道橋梁が大雨の際の流木等を含む洪水流によって傾斜、流失、倒壊などとなる被害が、全国で相次いで発生しております。

この治水安全度の向上に大きな影響を及ぼす鉄道橋梁の被害は、河川堤防の整備と合わせた鉄道橋梁の架け替えが必要である認識はされているものの費用などの課題から、架け替えが進まないことによるものであります。

また、このような鉄道橋梁は施工年次が古く、現行の河川管理施設等構造令に合致していないため架け替えが急務となっており、国の国土強靱化基本計画にも鉄道橋梁の豪雨対策の推進が明記されているところであります。

については、流域治水の実践及び更なる推進に必要とされる河川堤防の整備に合わせた水災害対策に早急に取り組むよう、次の事項について国に働きかけることを要望します。

記

- ① 第1次国土強靱化実施中期計画による取組を着実に推進するため、治水関係予算を継続的かつ安定的に確保するとともに、高さが不足している鉄道橋梁について、河川堤防の整備と合わせた架け替え事業を速やかに推進すること
- ② 国土強靱化基本計画に掲げる鉄道橋梁の豪雨対策の推進のため、鉄道橋梁の架け替えを含めた必要な対策や事業費を負担する新たな枠組みの創設などについて、河川管理者・鉄道事業者等関係者の連携・協力のもと速やかに推進すること
- ③ 一関市内においても、JR東北本線磐井川橋梁が、堤防整備が進む一関遊水地事業計画の磐井川堤防区間において、唯一、堤防よりも高さが低いまま残されていることから、同橋梁の早期架け替えに着手すること



(4) 広域連携に資する幹線道路網の整備について

まちづくりを効果的に進めるためには、一つの自治体で施策を実施するよりも、関係する自治体と協力、連携しながら進めることで大きな成果を得ることが可能となります。

当市では、同じ通勤エリア、医療圏、文化圏などを共有する近隣市町との協力、連携が重要であるとの認識から、また、地域間の交流の拡大による活力あふれる圏域づくりを目指すため、県境や市町境においても円滑な交通が確保された広域的ネットワーク機能を果たす幹線道路網の計画的な整備が必要と捉えております。

近年、国内各地において、局地的な集中豪雨などの災害が頻発しており、その被害は以前にも増して甚大になっていることから、非常時においても隣接する自治体間を結び、輸送路・避難路として安定して機能する幹線道路網の整備は急務であります。

については、隣接市町とのネットワーク機能の確保や安全安心で災害に強いまちづくりを進めるため、次の事項について要望します。

記

① 国道 284 号の整備

(ア) 国道 284 号から三陸沿岸道路インターチェンジへのアクセス道路の整備の事業化に向けた宮城県への働きかけ

(イ) 国道 284 号一関・気仙沼間の高規格道路整備の早期事業化

② 国道 342 号の整備

(ア) 花泉バイパス以南から宮城県境までの早期整備（整備済みの白

崖地区を除く。)

(イ) 大槻交差点から一関工業団地を経て、金沢地区までのルート変更

③ 国道 456 号の整備

(ア) 藤沢バイパスの早期実現

(イ) 摺沢市街地(四ツ角^{よっかど}交差点)の右折レーンの設置

④ 国道 457 号高梨交差点から萩荘小学校入口までの未整備区間における都市計画幅での拡幅整備

⑤ 県道の整備

(ア) 主要地方道本吉室根線津谷川本^{もとしゆく}宿地区の改良整備促進

(イ) 主要地方道一関大東線東山町柴^{しばじゆく}宿から大東町流^{ながれ}矢までの抜本的な改良整備

(ウ) 主要地方道一関北上線都市計画道路山目駅前釣山線の事業完了区間から北側区間の早期事業化

(エ) 主要地方道弥栄金成線弥栄地区から金沢地区までの抜本的改良整備

(オ) 一般県道相川平泉線の抜本的改良

(カ) 一般県道折壁大原線大原^{はらいがわ}弘川地区から上川原地区^{かみかわら}までの改良整備

(キ) 一般県道若柳花泉線涌津字下原、二ツ檀^{ふたつだん}地内の歩道の早期完成

(ク) 一般県道長坂東稲前沢線長坂字北山谷^{きたやまや}から田河津字高金地区^{たかがね}間(通称:川底^{かわそこ}付近)の改良または歩道整備

(ケ) (仮称) 栗原北上線の県道昇格

(5) 河川に係る整備促進について

当市においては、国が一関遊水地や宮城県境までの狭あい地区などで治水対策を進めておりますが、地域の治水安全度の向上を図るためには、県管理河川区間における整備を併せて推進することが重要であります。

については、安全安心で災害に強いまちづくりを進めるため、一級河川の整備に関し、次の事項について要望します。

記

- ① ^{きのみ} 黄海川の堤防の改修及び内水対策の構築
- ② 滝沢川排水機場の整備

(6) 土砂災害の防止に向けた対策について

土砂災害防止対策については、県が、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律に基づき、急傾斜地の崩壊による災害から人命を守るための緊急性の高い箇所に対してのハード対策を、市町村が、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律に基づき、県が指定した土砂災害警戒区域等の箇所を周知する土砂災害ハザードマップ作成などのソフト対策を実施しております。

当市においては、令和3年度までに土砂災害警戒区域等が1,160か所指定され、さらに令和4年及び令和5年に県が公表した新たな「土砂災害が発生するおそれのある箇所」は県全体の抽出箇所数の3割超である3,188か所となり、これまで以上に土砂災害防止対策の必要性が高まっております。

については、土砂災害の防止に向けた対策を行い、住民の生命及び財産を守り、安全・安心な生活を維持するため、次の事項について要望します。

記

- ① 県が指定する急傾斜地崩壊危険区域は、土砂等の崩落による直接的な被害が想定される箇所となっておりますが、指定要件基準の適用を拡大し、現に石垣など人工物や河川などを介し周辺家屋等に被害が発生している箇所や一部が崩落し危険な状態にある急傾斜地法面などについても指定を行い、速やかにハード対策を行うこと

- ② 令和4年及び令和5年に公表した新たな「土砂災害が発生するおそれのある箇所」の土砂災害警戒区域等の指定に向けた基礎調査について、業務の細分化などにより地元業者が業務を受注できる入札方法へ見直し、指定の可否判断の迅速化を図ること
- ③ 土砂災害警戒区域等の指定がなされた区域においては、市町村において、指定後速やかに、ハザードマップの作成など住民の円滑な警戒避難を確保するためのソフト対策を講じることとなるが、指定箇所数が多く、また、防災・安全交付金の交付対象ではあるものの交付率が5割となっており、対象外となる業務もあることから、県において新たな財政支援制度を創設すること



地域医療体制等の充実について

(1) 県立病院医療体制の充実について

県立磐井、千厩、大東、南光の各病院は、地域医療の中心的役割を担っておりますが、医師不足が深刻化しており、地域住民の生命と健康を守る上で適正な医療の確保が著しく困難な状況にあります。

特に救急科、麻酔科、産婦人科など24時間対応が求められる診療科において、適切な救急医療体制を構築するためには、更なる医師等の増員を含めた対応が求められております。

については、県立病院医療体制の充実のため、次の事項について要望します。

記

- ① 医師の働き方改革に対応しつつ、地域で求められている役割を果たすことができるよう、体制を充実させること
- ② 常勤医師等の配置・増員

| 病院名 | 常勤医師の配置が必要な診療科 | 常勤医師等の増員が必要な診療科 |
|------|----------------|----------------------------------|
| 磐井病院 | 総合診療科医 | 救急科医、麻酔科医、呼吸器内科医、小児科医、緩和医療科医、助産師 |
| 千厩病院 | 整形外科医、脳神経内科医 | 内科医（現状の医師数の維持） |
| 大東病院 | 脳神経内科医、整形外科医 | 内科医 |

| | | |
|------|----------|--|
| 南光病院 | 児童青年精神科医 | 精神科医（特にも中堅医師、精神保健指定医、児童思春期を担当する常勤専門医）、公認心理師、医療社会事業士（精神保健福祉士） |
|------|----------|--|

(2) 奨学金養成医師の適正な配置について

平成 20 年度に拡充した奨学金制度による養成医師の県内医療機関への配置は、平成 28 年度から始められ、当圏域には 19 人の医師が配置されました。しかしながら、当圏域における常勤医師の数は依然として不足しており、また当圏域内でも東西地域で医師の偏在があります。

今後においても、県内における深刻な医師不足の解消と、地域及び診療科による医師の偏在の解消が不可欠であります。

特にも、当圏域は、宮城県北地域と通院、通学等において同じ日常生活圏にあり、県際地域に生活する住民が最善かつ適切な医療を受けられるよう、実態に即した医療体制を構築することが重要となっております。

については、奨学金制度による養成医師の配置に関し、次の事項について要望します。

記

- ① 地域及び診療科による医師の偏在の解消を図ること
- ② 公的基幹病院はもとより、その他の公的医療機関へ継続的に必要

医師数を配置するとともに、医療機関の機能に応じて専門医や総合診療医を適材適所となるよう配置すること

(3) 医師の働き方改革を踏まえた地域医療及び救急医療提供体制の確保について

少子高齢化が進展し、医療資源の地域偏在も顕著な状況の中、将来にわたって安心して子育てができ、住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう、地域医療体制を維持していくことが課題となっております。

医師の偏在が根本的に解消されないまま令和6年4月から医師の働き方改革が実施され、救急医療はもとより、周産期医療や小児医療の提供が困難になるなど、地域医療提供体制の更なる縮小となることが懸念されるところであります。

また、当圏域は、宮城県北地域と日常生活圏を同じくしており、県境を越えた医療体制の構築が求められております。

地域医療に求められる役割はますます重要になっている一方、医師の高齢化などにより救急医療体制の維持が難しくなっており、この状況は当圏域だけの問題ではないと認識しているところです。

このような厳しい状況の中、令和7年4月から住民が急な病気などの際に救急車を呼ぶべきか相談できる「救急安心センター事業（＃7119）」を実施いただいたことは、地域住民の安心と救急医療体制の負

担軽減につながるものであります。今後とも適正受診の啓発の推進と住民に安心・安全な医療提供体制を構築する取組が拡充されることを期待しております。

については、医師の働き方改革に対応し、地域医療提供体制を維持していくため、特段の措置を講じるよう次の事項について要望します。

記

- ① 県境を越えた医療体制を構築するため、宮城県と医療体制の連携について協議すること
- ② 医療人材の確保、定着に向けた施策の更なる充実、特にも周産期及び小児の医療体制構築のための支援や人材の確保を行うこと
- ③ 県内全域で医師の高齢化などにより初期救急（一次救急）体制を維持することが難しくなっていることから、県として救急医療体制の対応方針を示すこと

一般要望 2

地域公共交通に係る支援の拡充について

当市においては、人口減少や車社会の進展などによりバス利用者が減少し、利用料金収入や一部の公的補助だけでは路線の維持、存続が厳しい状況となり、民間路線バスは廃止や減便を余儀なくされております。

こうした状況を踏まえ、当市では、民間路線バスが廃止となった地域において市営バスの運行を行うとともに、乗換ポイントの整備、バス停表示の多言語化など、利便性の向上と利用促進を図る取組を進めております。また、高齢化社会に適合するよう、ドアツードアでの利用が可能なデマンド型乗合タクシーの導入エリアの拡大に取り組んでおります。

県では、地域公共交通体系の再編や利用促進に係る市町村の取組に対し、地域公共交通活性化推進事業費補助金や地域バス交通等支援事業費補助金による支援を行っておりますが、公共交通の維持、確保に係る市の財政負担は増大しております。

また、公共交通事業者においても、利用者の減少や物価、燃料費高騰などの影響により厳しい経営状態にあることから、事業継続のための支援が必要であります。

については、住民の日常生活に必要な移動手段の確保と更なる利便性の向上を図るため、次の事項について要望します。

記

- (1) 広域的なバス路線の維持確保のため、公共交通事業者への継続的

な経営支援のほか、地域の実情や社会情勢に応じた財政的支援などの必要な対策を講じること

(2) 地域公共交通を、利用者のみならず地域で支えていくため、国に対して財政的支援の継続と拡充を働きかけること

(3) 地域公共交通を、利用者のみならず地域で支えていくため、県においても財源確保のあり方について検討すること

一般要望 3

産業の振興と人材の確保へ向けた多様な対策について

(1) IT関連企業等の非製造業を対象とした支援制度及び均衡ある働く場の確保について

岩手県は、広大な面積の大部分が条件不利地域であり、北上川流域の平坦地を中心に、主に製造業の企業誘致が進められてきた経緯があります。中山間地域や山間地域である条件不利地域は人口減少や少子高齢化が進み、地域内の生産力の低下、経済活動の鈍化、担い手不足や限界集落などといった課題も生じている現状にあります。

当市では、女性や若者の地元定着と人口減少対策を図るため、「100億円を売り上げる企業を1社誘致するだけでなく、1億円を売り上げる企業を100社つくる」ことを目指し、仕事の種類や働き方の多様性の確保だけでなく、住まいに近いところに働く場を創出する施策に取り組んでおります。その一つとして、IT技術に関するノウハウを有した地域活性化起業人及び地域おこし協力隊を市内企業に派遣し、企業のDXの推進のための取組を行っており、企業からのニーズの高まりとIT、AIの需要の増加を感じております。

また、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法に基づく固定資産税免除の適用は、国において設備投資を促すための国策として実施しているものであることから、岩手県としても、自治体単位の支

援区分に加え、自治体内の地域ごとの実情に対応した支援制度の見直しが必要なものと考えます。

については、I T関連企業等の非製造業を対象とした支援制度及び均衡ある働く場の確保のため、次の事項について要望します。

記

- ① I T関連企業等の非製造業の誘致を進めるため、非製造業を対象とした支援制度を創設すること
- ② 県の企業立地促進奨励事業費補助金において、一関市は工場等の新設のみが対象となっているが、過疎法の固定資産税免除の適用を受ける旧花泉町、旧大東町、旧千厩町、旧東山町、旧室根村、旧川崎村及び旧藤沢町については、工場等の新設に加えて増設の場合も対象とすること

(2) 高校生の就職を支援する就業支援員等の適正配置について

就職希望の高校生への進路相談対応、面接指導、未内定者の就職支援などを行う就業支援員については、令和7年度は、一関市及び平泉町を担当する2人が、ジョブカフェ一関に配置されているところです。

高校卒業予定の求職者が盛岡に次いで多い当地区においては、新規高校卒業者の中で卒業の年度内に就職が決まらないケースが3年連続で発生しており、また、少子化により各校の生徒数は年々減少しているものの、地元就職に向けた支援のニーズが複雑化していることから、現在の就業支援員の配置では十分とはいえない状況であります。

さらに、当地区は、宮城県との県境に位置していることから新規高卒者が県外へ就職しやすい状況となっており、一関公共職業安定所管内への就職率は県内で低い状況にあります。

このことから、市内の関係機関が連携し、「新規学校卒業・修了者の雇用に関する共同宣言活動」などに取り組み、地元への就職・定着のための活動を行っているところです。

については、当地区の高校生に対する就職支援の更なる充実を図り、一人でも多くの高校生が地元就職するよう、一関地区を担当する就業支援員の増員又は県内就業・キャリア教育コーディネーターの専任配置について要望します。

(3) 県立高等学校再編計画（計画期間 H28～R7）に係る工業 高校の新設について

県教育委員会では、新たな県立高等学校再編計画後期計画において、一関工業高校と水沢工業高校を統合し、県南地域において大規模な工業高校を設置する方針を示しております。

本県における産業振興と人材育成の観点から、新設される工業高校の機能や設置場所をどのようにするかは重要な検討課題と捉えており、新設される工業高校を望ましいものとするため、次の事項について要望します。

記

- ① 本県の産業・ものづくりを支え、いわての発展をけん引できる力強い実業高校とするため、県の施策と連動した教育環境の充実に向けて、十分に議論を重ね、検討すること
- ② SDG s の理念を取り入れた「いわての高校魅力化グランドデザイン for 2031」に基づき、地域社会、地元行政機関、高等教育機関及び企業等との連携のもと、特色ある教育課程、探求学習の取組を推進するとともに、地域や地域産業の抱える課題の解決や持続的な発展に寄与する人材の育成を図ること
- ③ IoT や AI 等、Society5.0 の進展を視野に入れ、専攻科を設置するとともに、IT 産業やDX の推進に必要な人材を育成する拠点校とすること
- ④ ILC の実現・建設を踏まえ、ILC 研究所との近接性に配慮す

るとともに、加速器や測定器など I L Cに関する要素技術の分野で活躍できる人材の育成を図ること

- ⑤ 県内唯一の高等専門学校である独立行政法人国立高等専門学校機構一関工業高等専門学校や、地域企業の研究開発力、技術力の向上を図る公益財団法人岩手県南技術研究センターとの連携により、高度な工業系人材の育成を図ること
- ⑥ 胆江ブロック、両磐ブロックの両ブロック全体での人材育成に資する工業高校の設置が望ましいことから、東磐井地区（千厩高校産業技術科）を含めた県南地域全体で等しく教育を受けられる環境を整備すること
- ⑦ 北上川バレープロジェクトの一翼を担うべく、盛岡工業高校及び黒沢尻工業高校との地理的な配置バランスを考慮し、適切な位置への設置とすること
- ⑧ 胆江ブロック、両磐ブロック全域の広いエリアにおける公共交通機関を利用した通学となることから、J R東北本線やJ R大船渡線、東北新幹線を利用する通学者に配慮すること
- ⑨ 北上・金ヶ崎圏域や大崎・大衡圏域において自動車・半導体産業などのさらなる集積が見込まれることから、県境（岩手県南・宮城県北）における人材需要を視野に入れた立地とすること
- ⑩ 岩手宮城県境隣接地域県立高等学校入学志願取扱協定について、現在の合併前旧市町村を単位とするものから現行の市町村を単位とするものに、範囲を拡大し改定すること

(4) 県境隣接地域県立高等学校入学志願取扱協定の改定について

人口減少と急激な少子化を背景に、「中学生が多様な学校や学科を選択できて、進路希望を実現」できる県立高等学校の再編が進む中、若者が地方や地元で活躍できるようにするためには、地域の関心を集める魅力のある高等学校と、世界で活躍できる人材の育成の両方が必要となっております。

当市には、高等学校や高等教育機関が多く所在している環境から、学生が多く集まり、様々な分野で活躍する人材の育成につながってきた現状がありますが、急激な少子化は、高等学校の生徒数の減少にも影響を及ぼしております。

このような中、当市では、生徒の下宿費用の助成や学生寮の整備に係る補助を行い、当市に所在する高等学校で学びたいという意欲のある生徒の確保と負担軽減に努めるとともに、多くの学生が集まり日常的な研鑽が行われる魅力ある高等学校の維持に取り組んでおります。

一方、岩手宮城県境隣接地域県立高等学校入学志願取扱協定においては、合併前の市町村を単位とし、現在の市町村とずれが生じていることで、生活圏を同じくする宮城県の生徒の進路選択の妨げとなっており、岩手県で活躍できる人材の確保につながっていない現状にあります。

については、岩手宮城県境隣接地域県立高等学校入学志願取扱協定について、現在の合併前旧市町村を単位とするものから現行の市町村を単位とするものに、範囲を拡大し改定するよう要望します。

(5) 二地域居住を含めた広域的地域活性化基盤整備計画の策定について

都市と地方に生活拠点をもち、2つの地域を行き来しながら生活をする二地域居住については、都市と地方をつなぐ新たなライフスタイルとして、移住促進や関係人口の創出、地域の活性化などに有効な手段と期待されるところであります。

二地域居住の促進のため、市町村が希望者への支援を行う際に特定居住促進計画を策定できるよう、広域的地域活性化のための基盤整備に関する法律が改正されたところでありますが、同計画の策定に当たっては、都道府県の広域的地域活性化基盤整備計画の策定が必要となっております。

については、二地域居住を促進し、移住促進や関係人口の創出、地域の活性化を図るため、県において、市町村との連携調整や情報の共有など、広域的地域活性化基盤整備計画の策定を含めた先導的な取組を進めるよう要望します。

(6) 岩手県主導による人材確保を見据えた日本語教育の取組 について

近年、インバウンドの拡大や人口減少を背景に、外国人労働者の存在がますます重要となり、県内企業においても外国人労働者の受入れが進んでおります。しかしながら、言語の壁が業務の円滑な遂行や地域社会への適応の妨げとなっており、さらに育成技能制度への移行に伴い、外国人労働者の日本語能力の向上が不可欠な状況となっております。

他県においては、県の主導により、人材確保を見据えた日本語教育の実施・展開に取り組んでいる例もあるところであり、学生の募集から働く場の提供までを視野に入れた一連の流れでの取組は、外国人から選ばれる地域となることに直結するものであります。

については、外国人に対する、人材確保を見据えた日本語教育の展開について、岩手県の主導により取り組むよう要望します。

(7) 外国の運転免許証の日本の免許証への切替手続について

外国の行政庁などが発行した有効な運転免許を所持している外国人については、所定の手続を経ることにより、日本においても自動車の運転ができることとされております。

当市は、公共交通機関が充足しているとは言えず、買い物など日常生活においては自動車が欠かせないことから、運転免許を所持していない外国人を雇用している事業者は、日本人従業員が外国人就労者を目的地まで送迎して外国人就労者の生活を成り立たせている状況にあり、外国人の日本国内で自動車を運転するための免許の所持の必要性が高まっております。

県内においても、外国の運転免許を所持する外国人が日本の運転免許に切り替えるには、書類審査を経た上で適性試験や知識確認、技能確認を受ける必要がありますが、一連の手続のうち受付から書類審査を受けるまでについては、他県に比べて長期の待機期間を要している状況にあると承知しております。

については、交通安全が保持されつつ、外国人の日本での生活の質の向上が図られるよう、外国の運転免許の日本での運転免許への切替手続の迅速化について要望します。

一般要望 4

子育て支援の充実について

(1) 産後ケア事業の推進について

出産直後の母子に対して心身のケアや育児のサポートなどを行う産後ケア事業について、当市においてもケアの提供体制の整備を進めておりますが、きめ細かな子育て支援として需要が年々高まっていることから、十分に対応できていない状況にあります。

産後ケア事業については、ケアに当たる助産師、看護師などの専門職の確保が市町村単独では困難であり、需要に見合ったケアを提供できていない現状から、国は、令和7年4月から地域子ども・子育て支援事業に位置付け、国、都道府県、市町村の役割分担を明確化し、必要とする全ての母子がケアを受けられるよう、都道府県は市町村の管内で事業の委託先が確保できない場合に、市町村の区域を超えた広域的な調整を担うこととされたところであります。

については、産後ケアを、必要とする母子に対し十分に、かつ、持続して提供するため、市町村の区域を超えてケアの提供を受けられる仕組みづくりや全県下での事業の委託先の確保など、広域的な事業実施に向けた調整を行うよう要望します。

(2) 児童発達支援センターの財政支援について

児童発達支援センターの設置については、国において、令和8年度末までに児童発達支援センターを各市町村又は圏域に少なくとも1か所以上設置することが基本と示されており、県においても、第3期岩手県障がい児福祉計画の中で同様の整備方針を定められ、県内においては、令和7年4月1日現在で、9圏域中3圏域において設置されている状況となっております。

当市においても、児童発達支援センターの早期設置を目指し、県からの助言等を受けながら、設置に向け関係機関との調整を進めております。

児童発達支援センターの設置及び運営に係る費用については、国の児童虐待防止対策等総合支援事業費補助金により、国と市町村において2分の1を負担するとされておりますが、都道府県においても4分の1以内の額を補助することができると定められているところであります。

については、児童発達支援センターの設置を進め、障がい児が質の高い支援を受けることのできる環境を整備するため、児童発達支援センター事業費に対する財政支援の実施について要望します。

(3) 学校部活動の地域移行に向けた財政支援について

学校部活動の地域移行については、岩手県における学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方に関する方針において、『「地域の子ども達は、学校を含めた地域で育てる。」という意識の下で、生徒の望ましい成長を保障できるよう、地域の持続可能で多様な環境の一体的な整備により、地域の実情に応じスポーツ・文化芸術活動の最適化を図り、体験格差を解消することを目指すもの』とされております。

当市においても学校部活動の地域移行を進めており、令和7年度においては平日及び休日に活動を行う全日型地域部活動が9団体、平日の教員の勤務時間外及び休日に活動を行う休日型地域部活動が60団体となっておりますが、地域への移行を更に進め、子ども達がスポーツ・文化芸術活動に親しむ機会を将来にわたって継続的に提供するためには、学校部活動の受け皿となる多様な地域クラブの設立とその活動の支援を行うことが重要となります。

については、学校部活動の地域移行により子どもの望ましい成長を保障し、体験格差の解消を図るよう、次の事項について要望します。

記

- ① 学校部活動の地域移行を推進し、地域部活動として活動するに当たり、県において、指導者への謝金など地域部活動の運営を支援する補助制度を創設すること
- ② 地域部活動が地域において更に展開されるため、県において、指導者の育成などにつながる地域クラブの設立及び運営に係る補助制度を創設すること

(4) 特別支援学級における児童生徒の人数の引下げについて

特別支援教育については、当市では教育における重要な課題として捉えており、児童生徒の自立の支援のため、児童生徒への個別の支援に対応する職員を40人配置しております。保護者や地域においても特別支援教育に関する理解がなされ、特別支援教育を積極的に選択する家庭も多い状況となっております。

現在、特別支援学級の1学級当たりの人数は、国においては8人を上限とする取扱いとされ、岩手県においても同様とされておりますが、児童生徒一人ひとりに向き合った学びの提供、きめ細かな指導をするに当たっては十分に行き届かないことがある状況です。

学校によっては、特別支援学級に在籍する児童生徒以外にも個別の支援を必要とする児童生徒がいる場合もあり、学校生活の一部のみを特別支援学級へ通級するといった児童生徒の個々の状況を踏まえた学びの選択肢を提供する上でも、特別支援学級の上限人数の引下げは重要なものと考えます。

については、県独自の施策として、特別支援学級における1学級当たりの児童生徒の人数を引き下げよう要望します。



一般要望 5

東京電力福島第一原子力発電所事故による放射性物質汚染対策について

原発事故による放射性物質汚染は、震災から14年を経過した現在もなお、当市に大きな被害を与えております。

一部の山菜を除き、山菜や野生きのこ類の出荷制限解除の目途は立たず、産地直売関係者も主力となる商品が販売できない状況が続いております。

原木しいたけについては、原発事故により地元産の原木を使用できないことが再生産や新規参入の障壁となっており、県内有数の原木しいたけ産地の再生には、安全な原木の確保などの取組を今後も継続していく必要があります。

牧草、稲わら、堆肥の農林業系汚染廃棄物については処理が進まず、一時保管が長期に及んでいることから、農家所有地などに設置した保管施設の維持管理に苦慮している状況です。

このような実態を踏まえ、県においては、次の事項に関し迅速かつ万全の措置を講ずることについて、国及び東京電力ホールディングス株式会社に働きかけるよう要望します。

記

(1) 原木しいたけ産地再生への支援について

- ① 新規参入者と規模拡大意向者に対しても、震災前の原木価格水

準に見合った原木購入費の掛り増し賠償の実現に向けた強力な支援を実施すること

- ② 翌年以降の植菌作業に向けての良質な原木の確保の継続と、課題となっている植菌適期内の原木の納入の実現へ向けた、実態に即した支援を実施すること
- ③ 立木等に関し、福島県と同様の財物賠償の実現に向けた支援を実施すること
- ④ 放射性物質の影響を低減させるために義務付けられている、原木しいたけの栽培工程管理の簡素化に向けた支援を実施すること

(2) 農林業系汚染廃棄物の早期処理への支援について

- ① 農林業系汚染廃棄物の早期最終処分に向けた技術的・財政的な支援を実施すること
- ② 農林業系汚染廃棄物の保管の長期化に伴う一時保管施設の維持補修や一時保管施設の集約化に向けた施設整備や運搬など、適切な保管とするための全面的な支援を実施すること

(3) 山菜等の風評被害の防止と販売促進支援について

産地直売関係者や消費者との食品の安全に関する情報の共有による風評被害の防止及び積極的な販売促進の支援を実施すること

一般要望 6

地デジ県内放送の難視聴対策について

当市では、県内の地上デジタル放送が全世帯で視聴可能になるよう、国等による施策を活用し、中継所の整備、共同受信施設の新設などの対策を講じてまいりました。

しかしながら、山間部であることに加えて県境に位置することから、県内テレビ放送の受信困難世帯の解消には至っておりません。

また、テレビ共同受信組合が保有する施設においては、回線設備などの老朽化が進む一方、施設の改修経費が高額なため、組合の自力による施設改修は困難な状況となっております。

テレビ放送は、災害情報などの住民の生命、財産の確保に必要な情報を提供するといった重要な役割を果たしているにもかかわらず、同じ情報を得るために、受信が不利な地域では受信設備を整備しなければならず、より大きな負担を強いられる状況となっております。

については、総務省が行っているデジタル時代における放送制度の在り方に関する検討会などの内容を踏まえ、次の事項について国及び放送事業者に働きかけるとともに、財政支援制度を創設するよう要望します。

記

- (1) 受信困難世帯の解消に向けた抜本的な受信対策を検討するとともに、市で実施可能な受信環境改善策を目的とした財政支援制度を創設すること

- (2) 地上波を直接受信することができる世帯と同等の負担となるように、テレビ共同受信施設の維持管理費及び老朽化に伴う施設改修費に対する財政支援制度を創設すること

一般要望 7

持続可能な農林業への支援について

(1) 地域計画（地域農業経営基盤強化促進計画）の実現に向けた支援について

地域計画（地域農業経営基盤強化促進計画）については、将来にわたって農地を維持し食料の生産基盤を守っていくことを目指すものであり、この生産基盤の担い手となる農業者を確保することが重要と捉えております。

当市が令和6年度末に策定した地域計画には、「今後検討農地」と区分した将来の担い手が定まらない農地が多数存在しており、計画の策定後においても、地域での話し合いを継続しながら、計画の完成度を高めていくこととしております。

国では、計画に位置付けられた担い手である農業者への支援として、地域計画と補助事業などを連携させた取組を推進する方針を示しておりますが、連携に係る要件や手続が不明瞭であること、地域計画の変更手続に時間を要することなどから、担い手である農業者が主体的に、また十分に、支援制度を活用することが難しい状況となっております。

については、担い手である農業者が支援を十分に活用し農地の維持を図れるよう、農業者が主体的に利用できる支援への見直しと計画変更における軽微な変更の取扱い範囲の拡大について、国に働きかけるよう要望します。

(2) 基盤整備事業の着実な推進と予算確保について

当市は、中山間地域を多く抱え、水田整備率は東北の中で最も低い岩手県平均から更に10%以上低い現状となっております。

また、当市では現在、18地区で基盤整備事業が実施されておりますが、必要予算に比して配分予算が少ないことから、事業完了が遅れ、事業費総額が増大し、地元負担も大きくなる傾向が続いております。

については、基盤整備事業の着実な推進と予算確保について要望します。

(3) 日本型直接支払制度の予算確保について

日本型直接支払制度（中山間地域等直接支払制度、多面的機能支払制度、環境保全型農業直接支払制度）については、国土の保全、水源の涵養、自然環境の保全、良好な景観の形成、文化の伝承など、農業・農村の有する多面的機能の維持、発揮を図り、ひいては国民に多くの恵みをもたらす、極めて重要な制度であります。

令和6年度においては、本制度における交付金が満額交付されず、取組団体等の継続的な活動に支障をきたしております。

については、日本型直接支払制度における要望量に見合う十分な予算の確保について、国に要請するよう要望します。

(4) 水田活用の直接支払交付金の産地交付金の 予算配分等について



産地交付金は、国から都道府県に対して配分する資金枠の範囲内で交付されておりますが、令和4年度の県から一関地方農業再生協議会（構成市町：一関市、平泉町）に対する最終配分（地域枠）は、転換作物拡大加算の廃止等により取組面積が増えたにもかかわらず大幅な減額となり、これに伴い取組単価を減額変更しております。また、令和6年度は、追加配分により最終配分において令和5年度より増額となったものの、取組単価を以前の水準に戻すことはできず、令和7年度の当初配分においても同様の状況となっております。

当交付金は、水田の有効活用や稲作と他作物を組み合わせた収益性の高い水田農業の推進、地域の振興作物の支援、耕畜連携による畜産振興など、中山間地を多く抱える当地域の特色を生かした産地づくりの取組に大きく寄与してきたところであり、今後、地域の目指すべき将来の農地利用の姿を明確化する地域計画の実現に向けた取組にも寄与するものと考えます。

については、今後も特色のある産地づくりに向けた取組を推進するため、次の事項について国に働きかけるよう要望します。

記

- ① 地域で活用方法を検討できる産地交付金について、水田活用の直接支払交付金の戦略作物助成の予算が不足した際に産地交付金の一部を利用する運用を改め、取組面積に応じて当初から十分な予算を

確保すること

- ② 産地交付金を含む水田政策について、国では令和9年度から根本的に見直す方針を示しておりますが、地域計画の実現に向けて、地域の中心的な担い手である大規模経営体や営農を継続しようとする農業者が水田政策の見直しに伴う営農計画の見直しに適切に対応できるよう、検討の状況を随時公表するとともに、令和7年度中に見直しに係る具体的な方針を示すこと

(5) 自伐型林業者の育成への支援について

当市では、林業就業者の高齢化が進んでいることから、林業の多様な担い手を創出するため、身近な地域の森林の整備を自ら行う自伐型林業者の育成に令和5年度から取り組んでおります。

自伐型林業は、定期的な間伐を繰り返し、間伐材収入を得る形態がありますが、間伐材の搬出のための作業道開設に小型重機が必要となるものの購入費用が課題であり、また、初期の間伐では低質な木材の割合が多く収入につながりにくいことから、就業初期段階での支援が必要であります。

一方、この支援策と考えられる里山林活性化による多面的機能発揮対策交付金については、地域活動ではなく林業として取り組む複業実践型の場合は3人以上で構成される法人でなければ採択されないなどの容易に活用できない制度となっているほか、森林整備・林業等振興

整備交付金についても3人以上で組織する団体が対象かつ小型重機の購入は対象外など、自伐型林業者の育成支援には活用しにくい制度となっております。

については、いわての森林づくり県民税の更なる活用も視野に入れ、間伐や作業道整備、作業道開設に要する小型重機の購入に係る岩手県独自の支援制度を創設するよう要望します。

一般要望 8

水道施設整備と生活用水確保への財政支援について

水道は、市民生活や産業活動に不可欠な社会基盤であります。当市では、安全な水道水を安定供給できる信頼性の高い水道施設の整備と財政基盤の強化のため、令和4年10月と令和6年4月に2段階での水道料金の改定を行うなど経営の改善に取り組んでおり、現在は施設統廃合の検討を進めているところです。

当市では、平成29年4月に簡易水道事業を水道事業に統合しましたが、地理的条件に恵まれない中山間地域では施設の統廃合は困難な状況にあり、統合に伴う企業債残高と減価償却費の大幅な増加により、財政基盤も大きく弱体化しております。

さらに、人口減少による料金収入の低下や老朽施設の更新需要の増大により、水道事業の経営環境は今後一層厳しくなると見込まれ、経費削減努力のみで必要な資金を確保するのは極めて困難となっております。

また、当市においては、水源の確保が難しく、配水管の延伸による水道供給が技術的、物理的に困難な水道未普及地域では井戸等の自家水源を使用していることから、生活用水確保のため、水質検査や深井戸整備、浄水施設設置に対する助成を集中的、継続的に行っており、こういった生活用水確保を目的とした対応は他の自治体においても同様と伺っているところです。

こうした中、有機フッ素化合物（PFOS及びPFOA）について、国からの水質検査の依頼に基づき実施した当市の検査において、北上

川の伏流水を水源とする一部の原水などから、国が定める暫定目標値を大幅に下回る数値ではあるものの、検出がされたところです。

については、水道事業の安定経営と安全な水の確保を図るため、次の事項について要望します。

記

- (1) 過疎対策事業債及び辺地対策事業債について、旧簡易水道事業と統合した上水道事業の施設更新についても対象とするとともに、旧簡易水道事業の高料金対策に要する繰出金に係る地方財政措置について、統合前基準額により措置を継続するよう国に対し要望すること
- (2) 防災・安全交付金「水道管路緊急改善事業」の対象となる管路の更新事業について、「基幹管路に布設されている管路」とされている要件を、基幹管路以外の配水管も対象とするよう国に対し要望すること
- (3) 水道施設の統廃合により廃止となった施設の撤去に要する費用について、公営企業が所有する施設を対象とした財政支援制度を創設するよう国に対し要望すること
- (4) 当市が行う生活用水確保支援事業に対する財政支援制度を創設すること
- (5) 有機フッ素化合物（PFOS及びPFOA）について、北上川流域を対象に、県において環境調査を実施すること
- (6) 水道事業者が行う有機フッ素化合物（PFOS及びPFOA）の検査費用について、国に対し、財政支援制度の創出を働きかけること



流域下水道に係る負担金について

当市では、昭和 56 年度以降、流域下水道事業に関連した公共下水道事業に着手し、人口規模の変動や住宅建設などの状況に合わせ、段階的に計画を見直しながら整備を進めてきております。

しかしながら、事業を取り巻く環境は、着手当時の想定に比べ大きく変化しており、特に人口減少の影響により有収水量の大きな増加は見込めない状況であることから、当市では、公共下水道事業の令和 8 年度までの整備区域を縮小し、長期計画においても見直しを予定しているところであります。

このような中、令和 6 年度に岩手県流域下水道維持管理負担金の改定に向けた協議が行われましたが、令和 7 年度の負担金額は令和 6 年度と比較し 1 億円以上の増額とされ、関連市町には大きな負担となっております。なお、令和 8 年度以降の負担金は継続協議とされたところです。

については、関連市町の現状を踏まえた流域関連公共下水道事業となるよう、次の事項について要望します。

記

- (1) 流域下水道維持管理負担金の算定に当たっては、関連市町の経営状況を勘案し、利益剰余金の活用や県費負担の検討など、関連市町の負担軽減のための取組を行うこと
- (2) 施設や設備の更新に当たっては、今後見込まれる処理量に見合った規模となるよう、施設の適正化を図り、事業費の低減や平準化に努めること

一般要望 10

県民の利便性の向上に向けたデジタル化の推進について

(1) 収入印紙並びに県証紙のデジタル化について

収入印紙制度については、印紙の購入、管理、貼付、保管など、運用において使用者、関係者に負担感のある制度ではありますが、一方で、デジタル化の進展による電子契約の普及に伴い、印紙貼付の必要性が減少しているところです。

また、岩手県収入証紙制度については、販売が限られた場所とされており、住民にとって利便性に欠けるものとなっております。

については、デジタル時代にふさわしい行政運営を実現し、県民の利便性の向上を図るため、次の事項について要望します。

記

- ① 収入印紙制度の抜本的な見直しについて、国に対し働きかけること
- ② 岩手県収入証紙制度について、廃止に向けた見直しを行うとともに、検討状況や現行制度における課題などについて市町村に対し共有を図ること